

令和 8 年

第 3 回市議会定例会 報告第 3 号

専決処分の報告について

令和 8 年 3 月 4 日函館市紅葉山町道道路上で発生した公用車物損事故による損害賠償の額を令和 8 年 6 月 22 日地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

函館市長 大 泉 潤

- 1 損害賠償の額
126,500 円
- 2 損害賠償の相手方
北海道